

令和6年第1回大洗町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

令和6年3月5日（火曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１２名）

１番	飯田英樹君	２番	石山淳君
３番	関根健輔君	４番	小野瀬とき子君
５番	櫻井重明君	６番	伊藤豊君
７番	柴田佑美子君	８番	小沼正男君
９番	今村和章君	１０番	勝村勝一君
１１番	坂本純治君	１２番	菊地昇悦君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	総務課長	清宮和之
税務課長	高柳成人	住民課長	五上裕啓
福祉課長	小林美弥	こども課長	佐藤邦夫
健康増進課長	本城正幸	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	岡村正巳	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	中崎亮二	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	深作和利	生涯学習課長	磯崎宗久
消防次長兼 消防総務課長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（飯田英樹君） おはようございます。会議開催にあたり申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してくださるよう、お願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほどを宜しくお願いいたします。

なお、本日の会議出席者につきましては、タブレットの使用を許可することと併せ、インターネット上でのライブ配信を行いますので、ご了承のほどを宜しくお願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（飯田英樹君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和6年第1回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（飯田英樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、4番 小野瀬とき子君、5番 櫻井重明君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（飯田英樹君） 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要旨は、お手元に配付しました一覧表のとおりであります。

議員の皆さんに申し上げます。インターネットで生配信されておりますので、しっかりとご理解をいただきたいと思います。

◇ 菊 地 昇 悦 君

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 日本共産党の菊地でございます。今日の質問では、まずはじめに、能登半

島地震から学ぶ、こういう質問をいたしますが、まず、先の大震災で命を失った方、そして、まだ被災から復興できない多くの被災者の方に、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、地震発生から2カ月が経ちましたが、今もって多くの方々が大変な生活の状況、困難な状況にあることが毎日のテレビ、あるいは新聞などで報道されております。

大洗町としても2名の職員の方を派遣されました。直接現地を見ましてですね、これから大洗町の防災計画、防災対策に生かしていく、こういうふうに取り組んでいただきたいと思いますところでございますが、今回の質問の趣旨は、能登半島地震の教訓を生かして町の防災計画を見直す、整える、こういうことが求められているのではないかと、このように思っております。あの地震を経験しまして、町民の方にも大洗町は安心・安全なのか、そういう状況になっているのか、こういうふうにいる方も多いわけでありまして。多くの課題があると思いますが、私は幾つか、2、3点ほど自分として注目した点を提起したいんですが、まず、担当課として、この大地震、どう受け止めておられるのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員のご質問にお答えいたします。

今回のですね能登半島地震が起きまして、大洗町の災害対策として考える課題ということかと思いますが、まずですね、今回のようなですね能登半島地震のような大規模な災害となりますと、やはり大洗町だけでは人や物などが限られておりますので、膨大な災害対応業務を大洗町単独で対応することは困難な状況になるかと思っております。

今回のですね能登半島地震におきましても、災害応援がいろいろなところから入っておりまして、先ほど議員もおっしゃったようにですね、茨城県からもですね応援職員を派遣するためにですね、県内市町村に募りまして、大洗町におきましても手のほうすぐ挙げさせていただきまして、県内の3回目の派遣ということで1月13日から5日間、2名の職員を能登町に派遣したところでございます。そのほかにもですね、保健師1名を輪島市に派遣しました。さらにはですね、昨日ですね、3月4日からですね新たに2名が派遣されている状況となっております。また、さらにはですね、職員とは違いますが、社協の職員もですねボランティアセンターの活動ということで1名派遣されているところでございます。

やはり派遣された職員の方ともいろいろお話のほうを私どもでさせていただきました。そのような意見交換をですねしたところですね、やはり今回のような大きな災害となりますと、やっぱり現場でですね、いろいろと混乱することが予想されておりますので、早い段階でですね、支援の受け入れが必要というようなことかと思えます。

災害対策基本法のなかにもですね、他市町村に対しての応援の要求や資材の供給の要請をすることができ旨の規定もございます。

またですね、大洗町ではですね、災害協定を結んでいます自治体も多くございますので、協定自治体から応援していただくことも考える必要があるかと思っております。

しかしですね、現在、大洗町においていろいろなところから応援や支援をいただけるということ

になった場合ですね、じゃあその準備ができているのかというところがございまして、改めて見直しましたが、必ずしも十分といえないというところがありましたので、早速ですね応援をしていた
だく際ですね行動について、計画の作成等について検討を始めたところでございます。

このようにですね、やはり受け入れのほうをうまくすることが今回、災害対応に行った者と話を
してて強く感じたところでございます。そのほかにでもですね、能登半島の地震の報道等、状況
を見て感じたところがございますので、今後に生かしていければと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） これからね、そういう現地へ行った方々の生の声を反映させながら、単
独で大洗町はなかなか難しい部分もあるんだろうけども、計画を策定していきたいというふうな話
だったと思います。

私は、今度の震災を受けて、テレビで、あるいは新聞で感じたことは、水が無かったということ
がとても大きな被災者にとっての負担になっているというふうなことが大変気になったところであ
りました。注目をして見ていたわけでありますが、この水がですね、2カ月過ぎた今でも水道が復旧
できないと、そういうような自治体もありまして、大変な思いをしている、苦勞をしているという
ような状況にあるそうです。昨日もNHKのニュース、夜見ておりました。戸別収集の各家庭のご
みの収集がね、震災前の3倍にもなっているというふうな、大変な状況でありました。これは水が無
いということから、その大きな要因になっていると、原因になっているというふうにも伝えていた
わけであります。

地震発生から間もない時期は、様々なところから飲料水、水が大事だということで飲料水の支援
物資が届くわけでありますが、一方、生活用水ですね。トイレで流す水とか、様々そういう生活用
水が確保ができない、こういうことが現実起こっておりまして、トイレが困難だというそういう
状況がテレビで何度も何度も流されていたわけでありまして、水が無いということは大変なこと
になるんだなということを改めて感じたところであります。

そこでですね、そういうニュースを見ながらふと思ったことは、大洗町には防火水槽があるわけ
であります。この防火水槽はもともとが火災を消すだけ、火事を消すために設置されているわけ
であります。この防火水槽がこういういざというときに使えないのかどうか、これは消防のほう
でね、いろいろと法律があると思いますが、どうなっているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

防火水槽を生活用水とかほかの飲料水などに使えないかというご質問ですが、防火水槽、本来の
目的である消火用水以外の目的で使用するに法的な制限はございません。現にですね、非常事
に防火水槽兼飲料水として使用するタイプのタンクといいますか、地上式の製品もあり、実際に設
置している自治体もございます。ですが、大洗町では東日本大震災の際にも消火栓が使用できずに
複数の防火水槽を使用して消火に当たった経緯もあることから、消防本部としましては、防火水槽
はあくまで消火のための消火用水として確保しておきたいと考えております。

また、参考までに、消火用の水利につきましては、防火水槽だけという一つの系統に頼るのではなく、消火栓、防火水槽をバランスよく配置し、このほかにもため池や河川などの複数系統の水利を状況に合わせて効率よく活用していく考えです。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） とにかく現実起きたことがね、一番の教訓になっているわけでありまして、この生活用水が確保できないということは、本当に衛生面からみてもね、非常に重大な事柄に派生していると、そういうことがありますので、防火水槽が使えないという思いでいるならば、やっぱりそれに代わるものをね検討していってもらいたいなというふうに思います。

そこで、この水の確保ということから有効な手だてとなるのが井戸水の活用だと、そういうように思います。これは東日本大震災後も井戸水の活用というのは、全国の自治体でいろいろ検討されて確保しているというようなことが行われたわけではありますが、今現在、町内のこの個人所有の井戸水、これがいざというときに使える状況になっているのか、あるいは点検状況はどうか、そのことを伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

井戸水等の状況ということでございますが、実際ですね東日本大震災の時にですね、やはり井戸水とか湧き水とか活用した事例がございますので、実際、場所に関しましては、私のほうでも町内で井戸水の箇所がですね大体240カ所、湧き水が10カ所程度、場所のほうは図面のほうに落として把握しております。ただですね、個人所有とかいろいろございますので、それが今現在、全て使えるかどうかというところまでは把握しておりませんが、災害が起きた時はですね、場所とかはわかっておりますので、そのあたりを使えるかどうかを見極めながら活用していきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） こういう大災害が起きた時には、それを教訓にして地域の防災計画を見直さなきゃいけないという、これ法律ですよ。そういうことを考えた時にですね、この水が確保できないということは大変な苦勞につながるわけでありまして。井戸水が直接飲めるかどうかという、そういう問題もありますけども、それを抜きにしても、水を確保するということが非常に重要なことでありまして、大震災の後にも、この井戸水の活用をどうするんだということが私も質問いたしましたし、執行部側でもこの活用を重視するというような、そういう答弁だったんです。水戸市なんかも、井戸水というのは個人所有ですから、その個人と契約しながら手押しポンプなんかもね設置しながら活用できるようにしているわけでありまして。その井戸水のマップも作って市民に知らせているというような取り組みが行われております。それがね、時が過ぎると忘れてしまうような、あるいは点検もおろそかになってしまうということがあってはならないと思うんですが、いざというときに個人の方をお願いしてというような、そういうやり方でいいのかというところが今問われているのかなというふうに思うんですよね。ですから、240カ所の井戸水が活用できるならば、そこ

をどのようにいざというときに活用できるようにするのかというのが、これから考えていかなきゃいけないんじゃないかと思いますが、その点もう一度伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

井戸水に関してはですね、やはり飲み水に使えるかどうかというのは検査等も必要になってきますので、そのあたりはどのような対応をしていくのかというのを考えていきたいと思っております。

井戸水とはちょっと違いますけども、水ということで、今までもですね回答をさせていただいておりますが、飲み水につきましてはですね、現在、備蓄としまして500ミリペットボトルを大体2万本程度ですね備蓄しているという状況になっております。

またですね、大洗町の給水車としてですね2トン入る給水車が1台とですね、1トン入る給水タンクが4台ありますので、まずはですね、そのあたりで飲み水については対応するということになるかと思っております。

またですね、生活用の水につきましてもですね、何かしら、やはり井戸水であったり湧き水であったり対応することが必要かと思えますし、あとですね、町のほうでですね温泉のほうを運搬しているタンクローリー、10トン入るんですけども、そのようなものも2台ございますのでですね、それを活用したりですね、あとはですね民間業者のほうでもタンクローリーというかそういう車両等もですね持っておりますので、そういうところに応援を頼むことも考えていくようになるかと思っております。それでも足りない時はですね、能登半島地震ではないですけども、ほかに応援を頼むというようなことになるかと思えます。そのような状況で水については対応していくと、現状のところ考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 飲み水に関してはね、能登半島の話も先ほど言いましたけども、いろんなところから集まってきて、それを配るのが大変な状況ですよね、むしろ。生活用水がどうなのかということは大きな、市民にとっては大きな、困難の一つとなったということで今回私取り上げているんですよ。是非そういう様々なタンクローリーとか給水車もありますけども、井戸水があるんだから、これをしっかりと活用できるように検討をしてですね、災害対策の計画に盛り込むということが必要ではないかというふうに改めて求めておきたいと思えます。

もう一点、水の確保のため何があるかと考えた場合に、雨水をためるタンクの活用というのが、これは既に市販もされているわけでありますが、このタンクを設置する、こういう方も既におられますが、このタンクの設置のための補助は考えられないのか。例えば生ごみ処理機なんかも既に補助金を出しながら資源の再利用といいますかね、有効利用という観点から取り組まれているわけですが、この雨水タンクについてはどのように考えますか。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

雨水をためるための設置の補助ということでございますが、そのあたりはですね、周りの状況と

かですね、実際、需要がどのくらいあるのかとか、その辺を見極めながらですね、その辺りは考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 水に関しては以上のようなことが、私自身は考えられる。是非検討していただきたいと思えます。

もう一つ気になったこととして、避難所に関することなんですが、東日本大震災の教訓として災害弱者支援ということが打ち出されました。13年ほど前のあの震災から、こういう言葉が出てきたわけでありましたが、その支援の具体化としてですね、要支援者の名簿作成が義務づけられたと。そして、21年には一人一人の具体的支援のための個別避難計画を策定する、こういう努力義務というふうなことが定められたと聞いておりますが、大洗町ではどうなっているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 災害の時のですね要支援者ということでございますが、名簿のほうは町のほうで作成のほうはしてございます。個別避難計画はですね努力義務ということになっているということでございますが、こちらのほうは町のほうでもですね順次進めているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 名簿作成されているということは、法律ですから、そのようにしなきゃいけない。だけど、それをどう活用するかというのが大きなテーマですね。それは今ここでは聞けません。今後の具体的なところで伺います。

もう一つが、高齢者とか障害者がいるご家庭の避難について、どう考えているかでございますが、これはもちろん災害弱者支援ということにつながるわけでありましたが、要配慮者として乳幼児のいる家庭、あるいは要介護者、あるいはペットがいる家庭、あるいは精神的な問題を抱えている方、こういうことが今度の被災者の声として挙げられていたわけでありましたが、そういうなかでプライバシーが守れないので避難所には行きたくないというような声もあったようであります。このようなことから、こういう災害弱者の支援については、どう位置付けられているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

要配慮者のですね対応ということでございますが、今現在ですね、先ほども申し上げましたが、要支援者のですね名簿のほうで作成してございまして、それをですねやはり今、地図のほうに實際落としているところでございます。そのなかでですね、あと、大洗町のハザードマップがございまして、その図面を重ねまして、ここに、ハザード内にそういう支援者がいると、そういう方を把握しておりますので、例えばじゃあ災害が起きた時には、そういうところを優先に連絡を取って迎えに行ったりとか、そういうような対応はするということでございます。

また、避難所につきましてもですね、そこはですね、やはり配慮した形でやっていくことになるかと思えます。実際ですね、コロナではないですけども、やはりそういう方がいた場合は隔離する

必要がございますので、その隔離とはもちろん違いますけども、配慮した形で避難所のほうも対応していくということになるかと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） まあまあお話伺ってですね、そういう避難所の在り方としては、そういう方向になっていかざるを得ないだろうという話ですが、要するに今現在はそうになってないということなんでしょうかね。例えば、乳幼児のいる家庭の避難所、避難した場合に、どういうふうな配慮がされているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

実際ですね、災害が起きた場合ですね、避難所のほうにどういう方がどのくらい来るかというのは、その時にならないとわかりませんが、ただ、そういう時ですね、先ほども配慮させていただくと申しましたが、例えばですね学校の体育館なんかが避難所になっておりますけども、例えば教室のほうを使わせていただくとか、そういうようなことは考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 私が今質問しているのは、これからね、地域の避難計画、災害計画を、これを補充する、あるいは見直す、整える、こういうことが必要ではないかという観点からこの質問をしているわけでありまして、いろいろと伺ってみると、考え方は持っているんだけど、まだそういうところは具体的に計画としてはなっていないというような状況ではないかというふうに受け止めてしまうんですが、ですから私がこういう話をしている時、それらは大事なのか、大事じゃないのか、それは担当課のほうで検討されるんでしょうけども、こういうことが現実起きた大きな課題になっていたという、そういう事実は受け止めてもらわないと、考えているけどもじゃなくて、更にそこを具体化しなきゃいけないというのが、この教訓じゃないでしょうか。どう学ぶかということにつながっていくと思うんです。なかにはですね、例えばペットがいる家庭がありますよね。たくさんの方がペットを飼っている。ペットを連れて避難所にはとても行けないと、皆さんに迷惑がかかってしまうと、そういう方もおられる。じゃあそういう方々のためにどうするのかということが、大洗の町民の方からもそんな声があったし、現実には能登半島の地震の際にも、そういうことで避難所には行かなかったという方もおられる。そういう個々の様々な問題を抱えている方がいるんですけども、最大限それに応えられるような避難所の在り方ということも検討しなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんですが、もう一度伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

個々の対応ということでございますが、そのあたりですね、例えば乳幼児とか女性の方とか、やはりそういうので困ったというような話をやはり実際ですね東日本大震災の時もございましたり、ほかの震災の時でも必ずそういうのが話題になりますので、備蓄品としましてそういうものを揃えたりとか、計画のなかにもそういうのを揃えるというのは盛り込んでございます。

またですね、議員おっしゃるとおりですね、本当にいろいろなケースがございますので、そのあたりはですね、実効性上がるようにですね計画等にもできる限り反映させていきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 避難所の在り方としてですね、いろんな方が避難されるわけでありまして、特に高齢化になりまして高齢者が高齢者を支援するという、避難所でね、最初の頃はまああみんなで頑張ろうという気持ちになって支え合うということがあったそうではありますが、それが長くは続かない。高齢者が高齢者を世話するというのは本当に大変だそうですね。そういうことで、避難所の運営のリーダー的な方が必要になってくるのかなというふうには思うんです。その役割として町の職員が配置されるんでしょうけども、そのなかにもう一つ、女性の防火クラブですね、ここで女性の方々が活躍をされているんですが、こういう方々がリーダーとしてその運営に携わるといような役割は持つことができないのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 議員のご質問にお答えいたします。

まず、女性防火クラブですが、小野瀬議員や柴田議員にも入っていただいているクラブです。これは防火思想の普及というのを目的として活動していただいている団体です。東日本大震災の際には町の清掃作業等でボランティア活動をしていただいた経緯はありますが、その避難所での活動というのは無かったように聞いております。

女性防火クラブは、防火を主な目的として活動していただいておりますが、この防火と防災というのは切っても切れない関係でありますので、日頃からこの防災に関する研修会なども行っていております。

今後ですね、女性防火クラブの活動目的を防火だけでなく防災も加え、目的を明確にして、災害時に避難所のリーダーという、そういった役割が活動としてできるかどうか、研修などを通して防火クラブの皆さんと研究していくとともにですね、災害時ですが、女性防火クラブだけでなく町が所管するほかの様々な団体にも協力を呼びかけていく考えです。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 民生委員の方々も要支援者への対応ということで役割を持っているようですけども、防火クラブの方々とはよくその点を話し合ってますね、もしやれるならば私は多くの方を支えるという立場で、人材的にはね十分ではないと思うんで、よく検討していただきたいなというふうに思います。

こういう様々な問題を取り組まなきゃいけないということになります。そうはいっても、じゃあそんなに大洗町でそんな大地震が起きるのかと、茨城県で大地震が起きるのかという、そんなことはあんまりないだろうというふうに思われるかもしれませんが、茨城県が発表した茨城県の地震被害想定調査、結果というものが出されました。課長も読まれていると思うんですが、このなかでは県内では七つの大きな地震が発生する、そういう想定あります。そのなかでも特に三つの地震を警

戒しなきゃならないということが示されています。

この県の想定では、全ての市町村が震度6以上の揺れに見舞われるという、こういう想定として出されておりまして、大洗町はあの東日本大震災よりも強い揺れ、震度6というそういうことが示されているわけでありまして。こういうことが1回じゃなくて三つですから、三つの例として挙げられているわけですね。だから、常日頃からこのことが、この大地震というものは考えていかなきゃならないという、そういうことから私は今回改めてこの震災を受けて提起しているわけでありまして、こういう点からしっかりと地域防災計画を修正する、求められているんじゃないか、こういうふうに思いますが、これはもう検討が始まっているような言い方もされましたが、具体的にどういうふうに進めていくのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員の再度のご質問にお答えいたします。

地域防災計画に関しましてはですね、基本的にですね、制度改正とか、あとは今回の能登半島地震ではないですけども、修正するべき点があれば、それは防災会議のほうに諮って随時修正していくということになっていくかと思えます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 検討することが必要かじゃなくて、大震災が起きた場合は、それを教訓として、その地域防災計画を見直さなきゃならないという、そういうふうに定められているということから、私今回提起しているんですよね。いろんな問題があると思うんですよ。そのなかで私は今、水の問題と避難所の問題、この二つだけ取り上げて質問したんですよね。ですから、多くの方というか防災会議の方々がどのように受け止めているのか、あるいは担当課としてはそういう法律にのっとってね、今現在の大洗の防災計画を見直さなきゃいけないと思うんですよ。だって避難所の在り方だってしっかりとしないわけですから、そういうことを是非進めていってほしいと。

例えばこんなこともありました。避難所の備蓄品ですよ。これは見直しが必要ではないかと思うんですが、能登半島では初日にもう底を突いてしまったと。もう無くなっちゃったというのが輪島市ですよ。こういうことがあったようであります。大洗町では水の確保は先ほど2万人分だったかな、そういうことがあるんだというふうに言われてますけども、水だけじゃあ生きていけないんでね、最低限水は必要でしょうけども、この備蓄品も改めて十分なのかどうかということが、その都度検討しなきゃいけないと思うんですよ。そういうことも含めて防災計画の見直しというのが今求められているんじゃないかと思えますが、もう一度伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

地域防災計画に関しましてはですね、議員おっしゃるとおりですね、見直す部分がある場合はそれはもう必ず見直します。またですね、備蓄品ということですが、そのあたりもですね、やはり今回の能登半島地震でですね、やはり私のほうでもですね再度見直した部分がございます。実際にですね、じゃあ備蓄品で、やはりトイレの問題も大きなことだと思いましたので、仮設トイ

レの数とか、あとマンホールトイレ、あとは介護用のトイレとか、そのあたりもあるんですけども、じゃあ実際に避難所で水が使えないとかようになった時に、じゃあどのような対応をする必要があるのかということ、やはり担当同士で話し合ったりもしました。そのようななかです、実際、災害用のトイレのほうを備蓄してあるものがあつたんですけども、例えばですね、それを学校の体育館のトイレのほうに持ってって、それが本当に使えるのかと。例えば、置いたけどもドアが閉まらないとか、それでは駄目なので、実際そういうこともございましたので、必要な部分はやっぱりさらに買い揃える必要があるのかなとか思ったりとかですね、あとですね、能登半島地震のほうでもですね報道等もされておりますが、水が使えないという場合ですね、例えば洋式のトイレの便座のほうを上げて、そこに例えばゴミ袋を被せて、便座を被せて、またそこにゴミ袋を被せて、そこに凝固剤だったり、なければ新聞紙を丸めたものを入れて、そこでしてもらって、それを交換しながらやるとか、そういう時にじゃあ袋はあるのかと、あとは凝固剤があるようなその袋があるのかというところで、ある程度数は備蓄してあります。あと、袋に関しましても、何年か前に燃えるゴミの袋を変えさせていただきましたので、その備蓄が結構な数ありますので、そういうようなものを活用する必要があるのかなというようにも話し合っております。そのようなことでございますので、やはり議員おっしゃるとおりですね、能登半島の地震ばかりじゃないですけども、そういうような災害を教訓にですね、いろいろと検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 災害についてはね、備えるというのは行政だけでなく各個人、各家庭もそれに備える、考えて自分自身を守ることが、当然これは求められている。今もトイレの話されましたけども、課長もそういうことを実験的にね作られて、現実にはそれが可能なかどうかということもね、検証されて提案しているような話だと思います。そういうことも含めて、是非日頃ね、町民に対しては、その防災意識ということ、町では万全を期すというような立場ですが、全ての町民のそういう要望には応えることができないという、そういう立場もこれははっきりしているわけでありまして、その点はしっかりと踏まえて、防災計画はしっかり作るということを改めて求めたいと思います。

そこでですね、これからは町長に伺うんですが、この水の問題をね質問いたしました。今、水道の1県1水道という県の水道ビジョンが示されていると。そして、協議が行われているんですが、この1県1水道の各市町村の独自の水源をね、断ち切って、これは大災害時の大きなリスクにつながっていくんじゃないかというふうにも捉えることが私は思います。このことについてどう考えるのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 菊地議員からは、正鵠を得たご提言だというふうに受け止めて、しっかりとお答えをしてみたいと思っております。

今、水道の件でございますけども、この広域化というのは、あくまでも効率性を重視した未来への取り組み、いわゆる持続可能性の追求ということでもありますけども、今、議員から警鐘ともとれ

るようなそういうご指摘については、正に同感でございます。当然その広域化に伴って得られるメリット、これは計数的な問題だけだろうと。いわゆるでも総合力が増してくれば、職員の総合力であるとか、そういう広域化によって様々な、それぞれ自治体、自治体で取り組んでいたこれまでの歴史や積み重ねた経過など、そんないろいろなことがあるでしょうから、決してその計数的なもの、数字的なものだけではなくて、総合力が増すということが見えるかも知れませんが、それに伴ってやはり今、議員ご指摘のようにメリットだけではありませんから、当然このデメリットが何であるかということ、即効性が効かなくなるとか、これまででしたらといいますか、先日成田郷のほうで漏水がございましたけども、やはりこの大洗ならではの申しますか、小さい自治体の優位性で即対応できるということ、そして業界の皆さんとの連携もしっかり取れておりますので、これは24時間体制で様々な対応をしていただいておりますから、電話一本ですぐ対応していただける。当然その漏水に遭った地域の皆さん方には、数時間ではあれ、ご迷惑、ご不便をおかけいたしましたけども、こういうことが果たして広域化された時に本当に機能していくんだろうかと。そして、正に議員がご指摘のように、じゃあいざ有事の際、災害の際、先ほどもいろいろと議員からお話がございましたように、この水道は切っても切れないライフラインでございますし、また、これ電気も同じですけど、やっぱりプライオリティから水というのは毎日飲まなければ、摂取しなければなりませんし、当然にしてこの生活用水として、心身共に健康であるということを考えれば、もう物理的に私たちは生きていくために必要、そして、これはお風呂にずっと入らないということになると、これよく言われるように災害弱者、これは強い方々、よく災害弱者に障害者の方々とか外国人の方々、言葉が通じない方々、高齢者の方々を挙げますけども、我々おそらく健常者であっても、1週間も10日も今の状態でお風呂に入らないと、もう心が乱れてくるというか、最終的には関連死につながるような話になるんじゃないかということがありますので、当然この水というのは絶対に確保していかなければならない。おっしゃるとおり災害時に今のような形でもし災害があった場合に、広域化したら本当に今のような形で対応できるのかどうか、むしろそれがレベルアップするらしいですけど、今見えるのは、どうしてもこの広域化することによって、むしろそこへの対応が遅れるんじゃないとか、そこへの対応が、いわゆる事務的にも複雑化して、なかなかその指令系統がどこにあるのか、大洗町へ例えばみんなで地域がお願いしたとしても、なかなかその声が届くまでに、県が一元化していく、また、この例えば当初、水戸市を中心とする自治体でやっていったとしても、なかなかそれが声が届いて、しっかり現場対応が進まないんじゃないとか、こんなことが当然考えられるわけでありまして、私どもこの広域化に向けてそういうことをしっかりと議論をしながら、総括をしながら、また議員の皆さん方にご相談をしながら進めていきたいと思っております。当然この命と暮らしを守る、菊地議員の、もうこの政党のテーゼでございますので、それはもう当然のことです。ですから、しっかりそこが確保できるという前提に立って広域化へというふうに進めていきたいというふうに思っております。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この広域化についてはね、この災害の問題に備えるということと同時に、

様々な課題がありますのでね、私自身としては今後の課題として、また提起したいと思います。

今度の大震災についてですね、もう一つ考えていかなきゃならない一つが、東海第二原発との関わりだと私は受け止めています。町長もね、リアルに事柄を追求するという方でありますので、御存じだと思うんですが、能登半島地震の震源域が当初100キロというような想定だったらしいんですが、150キロを超えてしまったと。幾つかの断層が連動して動いたということも新しい知見としてそれが見ることができるということが示されました。その連動したという可能性が、そのなかで指摘されるということでありました。それによってですね、沿岸部では4メートルの地盤の隆起が起きたということが確認されております。そして、志賀原発内では最大で35センチほどの断層が確認されたということも報道されております。原発の直下には断層があって、規制委員会からは活断層の可能性が否定できないというふうに、こういうふうにいわれていたわけでありまして、それを電力会社は、そんなことはないということで覆したばかりだったんですね。去年こういうことをやった。結局、活断層が無いとは断言できないということが今回の地震で発生したということです。

このことから見てですね、東海第二原発はどうかということを考えなきゃいけないと思うんです。会社はですね、東海第二の会社、日本原電はですね、将来活動する可能性のある断層は存在しないことを確認したというふうになってるんですよ。志賀原発の例を見れば、そういうことは有り得ないということも、有り得るということが考えなきゃいけないわけでありまして、こういうことを考えると、現在の地震予測の科学的な限界といいますかね、こういうこともあるのまに見ていく必要があるんじゃないかというふうに、現実には起きたんですから、志賀原発も無いといったものがあってしまった。同様のことが、今、東海第二でもそういうことがあるわけでありまして、安全協定に関わる自治体として大洗町はそうになってないんですね。6市町村が定められているんですよ。ですから、そうであったとしても、大洗町としては、これらの課題を、問題点をしっかりと伝えてですね、改めてそういう様々な問題を再点検するというかね、新しい知見で物事を見ると、考えるということが求められているんじゃないかというふうに思うんですよ。町長の見解をもう一度伺います。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） これは菊地議員と私、全く同感でございます。原電のほうでどのようなコメントを出されたかは私も不勉強でありますけども、地震が予知、予測できないという前提で私は原電に申し入れをしたいと思っています。もう予知、予測ができるならば、こんな災害、世の中で起きないわけありますから、これは全くできないという前提、そして課題となりますのは、やはり今回もわかりましたけども、例えば屋内退避といった時には、その建屋がしっかりしているという前提ですけど、能登の地震見てもそうですが、あれだけ倒壊してしまったり、例えば屋根が落ちてしまったりしたら、これ屋内退避してもそこにこの放射線が漏れてくる可能性も否定できませんし、また、広域避難といいまして、あれだけの道路が寸断されるようなこういうのをテレビ放映されるのを見ますと、もし私どもの町もあんなふうな形で道路が寸断されたら、広域避難計画がもう機能しないということになってしまいますから、そういうことはしっかり私どものほうで原電に提言

し、また、原電にしっかりと回答をもらった上で、我々はその権限がありませんけども、しっかりとその辺は権限持っている自治体と連携をしながら、また、権限を持っている国などへの要請と申しますか、しっかりとこの安全性が担保されなければ、私はノーと言いつけざるを得ないという、いわゆる住民の安心・安全がしっかりと確保できなければ、そして、何よりも実効性のあるものでなければ、ノーと言わざるを得ないということを繰り返しこれからもお伝えしていきたいというふうに思っております。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 正に今、町長が言われたとおりね、県の避難計画そのものが複合災害を想定したものではないということですね。そういう状況、そういうことで作られているものであります。

一点参考までに、想定外のことで、志賀原発では地震の揺れを示す加速度というのがありますけども、何ガルとかっていうね。これが志賀原発では、1号機と2号機があって、それぞれが想定したものよりも上回った今度の地震では発生しているということであります。東海第二原発においても、当初270ガルという想定だったらしいんですよ。それが新しい基準によって1000以上のガル、これを想定するということになったそうです。

ところが、近年発生している震度7以上の地震度見ると、とてつもなく大きくなっちゃっている。東海第二が定めた1009ガル以上のものが東日本では2900を超えるガル、熊本でも1800ガル、北海道の胆振東部地震も1591ガルということで、もう正に想定外のことが今起きているということが一つの参考になるのではないかというふうに思います。想定を上回る災害が起きてもおかしくないという、そういう事実をしっかりと踏まえてですね向き合っていただきたいなというふうに思います。しかも、今、大洗町が千葉県に避難するという計画になっていますが、現実的には618人の面積が足りないというか、避難所の数が足りないというふうに否定されています。2平方から3平方に変えたことによって、当然面積が不足しているということで、大洗町は618人分、全体では12万4,000人ぐらいの避難者が避難する面積が不足しているという、そういう現実もあるようであります。

以上、今度の災害を受けて、どう考えていくのかという、私なりの見た、あるいは感じたことを皆さんに訴えて検討していただきたいというふうに質問したわけありますので、宜しくお願いします。

最後に、带状疱疹の予防対策ということで質問いたします。

昨年から今年にかけて、よく新聞とかテレビでね、盛んにこの带状疱疹の記事、CMが目につくようになっております。50歳以上で発症しまして80歳までに日本人のうち3人に1人が带状疱疹を発症するといわれております。このような带状疱疹ですが、これに関して手短かに説明をお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） では、菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

昨今、CMのほうでも流れております带状疱疹ですけれども、子どもの頃に水ぼうそうとして架

かったウイルスと同じものが原因となって起こる病気でございます。水ぼうそうにかかると、体の中に抗体ができて、水ぼうそうのウイルス排除をするんですけども、そのなかの一部が神経節の中に潜伏した形で一生体の中に残っているウイルスというのが水ぼうそうにかかってしまうと残っております。50歳以上になりまして加齢やストレスとかで免疫力が低下しますと、その神経節の中に隠れているウイルスが、また体の中の表に出てきて症状が出てきてしまうというのが今回の帯状疱疹のウイルスとなります。やはり神経に潜んでいるので、神経節のほうから出て、若干神経を傷つけながら皮膚まで出てきます。皮膚のほうで疱瘡のような形で水ぶくれが起きまして、それがかさぶたとして治って、通常治癒になるんですけども、その出てきた時に神経を傷つけたことで帯状疱疹後の神経痛という形で後遺症が残る方が20%ぐらいの確率で発生するという事で、なかなかQOLというんですかね、生活の質のほうを落としてしまうと。長い人だと何年という感じの単位で痛みが残ってしまうというのが大きな問題になっている病気でございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） その後遺症20%ぐらい発症されると。後遺症としてはどういうことがありますか。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） 後遺症といたしましては、やはり先ほどご説明した神経を傷つけてしまうということで、その痛みですね、体を動かした時に痛かったりとか、寝る時に痛かったりとか、あとはちょっと顔に出てしまうと、顔のひきつりが出てしまったりとか、あとは目に出てしまうとちょっと目のほうの視力に影響が出てしまったりとかということで、出る場所によっていろいろ違うんですけども、様々なその神経的な後遺症ですね、が残ってしまう病気となります。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 大変苦痛を伴うような病気だそうであります。しかも、後遺症も場合によっては残ってしまって、大変体、あるいは神経に大きな支障を残すということでありますので、これ予防策としては50歳以上を対象としてワクチンを接種して免疫を強めるというふうなことが有効だと求められているので、今盛んにそのことを強調してCMなんかもやられているというふうに思うんですよね。インフルエンザと同様にですね、このようなワクチンによって予防対策取り組むこと、これを検討できないのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） 菊地議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

帯状疱疹の予防の方法なんですけれども、まず免疫力が低下してしまうというのが主な原因となりますので、日頃からの体調管理が重要な病気となります。やはり疲れをためないように休憩を取るとか、あとバランスのよい食事を取る、睡眠を十分に取るということで、免疫力を低下させないことが重要となります。やはり予防の一つの手段としてワクチン接種というのがございます。今、国のほうでも定期接種化に向けまして厚生科学審議会のなかのワクチン評価に関する小委員会というところで、令和5年11月9日にも会合が開かれまして検討をしているところです。ただ、まだ50歳

以上で増えるとはいうんですけれども、70歳から79歳までの方が一番発症する確率が高いというところで、そのワクチンをいつ打ってどれぐらい効果が残るのかとか、そういうところを今、国のほうで検討していきまして、国のほうでも定期接種化のほうで何歳から打ち始めるのがいいんだろうというところの検討をしている段階です。町のほうといたしましても、50歳以上ということなので、どこの形でスタートさせたらいいのかとか、町独自の補助の助成の在り方が国のほうの定期接種化とあまりにも齟齬がないような形で今検討のほうを進めさせていただいている状況でございますので、ただ、先ほども言いましたように生活の質というのがどうしても低下してしまうというところが後遺症として残る病気ではありますので、町独自の接種化に向けては前向きに検討させていただきたいと考えてございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 国のほうで検討しているようですけれども、いつになるかわからないという部分もありますのでね、町ができるならば先行して取り組んでいただきたいということを改めて求めて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯田英樹君） ここで暫時休憩をいたします。なお、会議再開は午前10時45分を予定いたします。

（午前10時30分）

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時43分）

◇ 石 山 淳 君

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） 去る2月3日にですね、大洗神社で4年ぶりに節分祭が開催されました。大変4年ぶりということで大変賑わっておりまして、お菓子なんか撒くので子どもさんなんかが多いで大盛況の節分祭でありました。

しかしながら、私どもと一緒に活動してまいりました責任役員であります山戸 杲さん、そして大洗のこの町の議会の大先輩でもありまして元議長だったということもありまして、ご活躍をいただきました、惜しくも先日ご逝去されましたことに対しまして、改めましてご冥福をお祈り申し上げます。

そして質問に移りたいと思います。

まず、今日は三つ質問がございます。まず最初に、この町の防災の要であります、そして國井町長の就任以来、大事業となっております防災集団移転促進事業についてお伺いをいたします。

町では、去年の年末に大洗町河川出水災害危険区域に関する条例第3条第1項の規定に基づいて、

堀割、五反田周辺地区に災害危険区域の指定を行ったところであります。町名でいうならば永町15区、16区というところになるんですが、この指定をした世帯数と、それと全てが移転対象になるのかお伺いをいたします。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の災害危険区域でございますが、建築基準法に基づいて大洗町が定めるものでございまして、指定されると想定した洪水によって命と生活が危険にさらされるような新たな住宅の建築が制限されます。

今回、災害危険区域を指定させていただきましたこちらの堀割、五反田周辺の地区でございますけれども、令和3年から地域の皆様と防災についてお話し合いを進めてまいりました。そういったなかで、この地域においては大きな浸水被害を受ける前に対策を行う事前防災の取り組みとして防災集団移転促進事業を活用することになりました。そこで、この防災集団移転事業の前段となります必要な災害危険区域の指定手続に着手したところでございます。

災害危険区域の指定に向けてはですね、令和5年、昨年11月21日に町内全域を対象とした説明会を実施いたしまして、昨年11月27日から12月11日までの2週間、条例に基づく指定案の縦覧を行いました。縦覧中には意見書の提出ございませんでしたので、12月13日に河川管理者の意見を聞いた上で12月27日に災害危険区域を指定させていただきました。

この災害危険区域は、堀割、五反田周辺の潤沼川沿い約1.8キロメートルの範囲で、面積は7ヘクタールとなっております。その範囲のなかには、ご質問の住宅や事業所、倉庫など約90戸ございます。そのうち防災集団移転促進事業の対象となるのは、地域の皆様がお住まいになっている住宅のみでございまして、現在は全体で72戸ございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） 72世帯が対象だということで、これはですね、何よりも地域住民の理解と、あと、役所との合意形成が何より大事だということであつております。

そこで、新年度予算でも2億2,755万という予算が計上されておりますが、これ、国の公共事業損失補償に基づいて、昨年より補償査定を開始していると思います。この補償査定は何件終わって、そして新年度は何件を予定しているのかお伺いいたします。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

今年度は補償調査に向けて地域の皆様の合意形成を得るため、移転対象の72戸全員の方々に対して個別の聞き取り調査を実施してまいりました。グループでの意見交換会は7回実施しまして、全体の説明会についても2回開催し、また、地域における情報共有のため、まちづくりニュースを2回発行いたしました。そのようななか、6月には3グループ38戸の方々から集団移転の意思を示す署名の提出がございまして、段階的な移転の実現に向けて合意形成が図られた方々のうち21戸について補償調査を実施させていただきました。現在は補償調査を実施させていただいたこの21戸について、

第1期の事業計画として防災集団移転促進事業に必要な事業計画に対する国の同意、こちらを得るため、国交省との協議を進めている状況でございます。

令和6年度、来年度についてもですね、今年度と同程度の補償調査が実施できるよう、地域の合意形成を図ってまいります。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） 21戸査定終了ということで、新年度は同等の戸数ということになります。これはですね、大洗町と同時に栃木県的那須烏山市でも今やってましてですね、進む具合がちょうど同じぐらいの進み具合なんです、大洗町のほうが若干補償査定の進んでる世帯もあるので進んでるのかなというようなところ。問題点につきましては、那須烏山市の、私は議事録しか見てませんけども、大体同じかなと、同じような内容のものが問題点として挙がっているということで承知はしております。

そして、これ一番問題なのはですね、移転補償査定が終わって今後の移転スケジュールというところで、まず5世帯がまとまって一グループを形成して、国土交通大臣の許可が必要だということで、計画策定に入と思うんですが、これまず全体的な計画を策定してからグループ別にまた計画を策定していくのか、そこのところ伺いたします。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

ただいまのご質問は、その5グループというのがどのようなグループ形成で今後進んでいくのかというご質問だと思います。

先ほどご説明させていただきました今年度補償調査を実施させていただいた21戸、こちらを第1期の計画として、今、国と協議を進めてございますので、その5グループ以上のグループというのが今回21戸を一つのグループということで進めてございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） すいません、訂正します。5グループじゃなくて、一グループでした。ごめんなさい。すいません。じゃわかりました。いずれにしても、これは国土交通大臣の許可が必要だということで、事業策定するのは、これ市町村でやるということなので、なかなかこれ大変な作業になると思うんですが、そこで、その補償査定をした方には、もうその補償内容は通知済みだと思うんですけども、その補償査定を通知した方の若干感想的なものをお聞かせ願えればと思います。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

すいません、先ほどの答弁で私も5グループというのを、5戸以上ということでちょっと勘違いしました。大変申し訳ございません。

今ご質問は、21戸補償調査した結果、どのような地域の方々の感覚かなというご質問だと思います。

現在、21戸補償調査させていただいた方々全てに対して補償額のご提示をさせていただいている

状況です。その交渉をしているなかでの感覚になってしまうんですけども、概ね皆様、移転に前向きな感想をお持ちだというふうな感覚を持っています。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） そこで問題になるのが、移転の意思のない方が出てくると思うんですけども、ここについてはどういうふうなお考えなのかまず聞きたいのと、あと一つはですね、この移転対象になっている72世帯があるんですけども、ごめんなさい、72世帯、90世帯を災害危険区域で括ったんですよね。この72世帯以外の残りの世帯の災害危険区域内の人たちが移転希望があった場合には、どんなふうになるのかを一点聞くのと、あと先ほど言った移転意思のない方はどういうふうになっていくのかということをお伺いいたします。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 二つご質問いただきました。まず一つ目、移転のご希望がない方、申し訳ないです、災害危険区域の中で90戸あるんですけども、防災集団移転促進事業の対象となる72件の方々のうち、移転のご意向のない方への対応ということでお答えいたします。

こちら、防災集団移転事業は、普通の公共事業とは異なっていますね、地域の皆様のご意向で移転していただく任意の事業でございます。一方で、災害危険区域は浸水被害が生じる恐れが区域として指定させていただいておりますので、町としては、この災害危険区域内にお住まいの皆様72戸ですね、については、全ての方々に移転していただけるよう働きかけを続けてまいりたいと思います。

しかしながら、災害危険区域に指定されても居住は可能でございますので、この地域に住み続けたいというようなご意向の方々にはですね、浸水の恐れがあるということをご認識いただいた上で、必要な安全対策を行いながらお住まいになっていただきたいと思います。

二つ目のご質問で、災害危険区域90戸指定されて、72戸が移転対象なんですけれども、その対象でない方が移転のご意向を示された場合はどうかというご質問でございます。

こちらまず、生命、人の命を守るということをまず第一に優先として行っている事業ですので、72戸以外の戸数にカウントされている方々は、店舗であったり倉庫であったり、そういった方々でございます。どうしてもこういった方々は移転の対象にはならないというのがこの事業の特徴でございます。ですので、この地域で安全対策を実施しながら、これまでどおり商売をしていただく、また、倉庫の事業をしていただく、そういったこの地域でやっていただくということになると思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） いろいろありがとうございます。一番問題なのは、やっぱり住居だけの人はいいんですが、やっぱり事業をやられている方が一番やっぱり問題になってくると思うんです。ここについては個別にやるわけにもいかないでしょうから、やっぱりそのグループ形成というのが大事になってくる事業なので、そこをどういうふうに進めていくかというのが一番重要な形になります。アパートなんかやられている方がいますけども、これなんかちょっと問題になっていまして、やっぱりそのアパートにお住まいの人が1世帯1戸として数えていただけるのかとか、そういう問題

もあるようなので、その辺のこともしっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。

移転先地、いわゆる移転先ですね選定となる土地とか中古住宅、またはアパートなんかを町のほうでリストアップしているんですかね。何か私が聞いている話では、何か自分で見つけてくださいなんていうようなこと言われたなんていう方もいるんですけども、なかなか自分で見つけるってとってもなかなか難しいと思うので、ある程度町のほうでリストアップしたものを、その移転対象になっている方に提示しないと、ちょっと難しいのかなと思ったんですが、そこお聞かせ願いたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えします。

まず、移転先地となる候補地をリスト化、把握しているのかというご質問に対してはですね、大洗町としまして居住環境の整備が進められました土地区画整理事業地第区内について、空き地と考えられる土地については調査して把握してございます。一方で現時点で防災集団移転事業の移転先としてちょっと想定していない中古住宅やアパート、こちらについては把握していないという状況でございます。

また、移転先地をお探しになるのに、皆様方、なかなか自らどこに空き地があるかということを探して決めるのが難しいというそういうご質問もあったと思うんですけども、こちらは町のほうもそういった方々のご意見聞いておりまして、昨年中にもですね、移転先地、ある程度今把握しているところをですね、ご意向によって車で見て回るようなツアーを何回か開催しまして、ご意向があればそういった形で皆様に移転先地の候補となり得る空き地の場所についてご案内を差し上げているような状況です。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） もう一つですね、これアパートとか中古住宅、または町外へ移動するのっていうのも可能なのかどうかお伺いいたします。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

今回、大洗町が進めております防災集団移転促進事業についてはですね、移転先を新たに造成することではなくてですね、市街地にある空き地など既に整備された宅地を移転先として活用する差し込み型といわれる手法をとっております。一般的なこの集団移転ですと、もともと山林原野だったところに大きな土地を求めて、大きな団地を造って、皆さんそこに移転していただくというようなことをやってきているんですけども、大洗町としてはなかなかそういったことは難しいので、市街地に残る空き地を活用することで大洗町の市街地の活性化にもなるというところで進めております。

こういったことによって、先ほど言ったように造成費用が軽減できまして、さらには、その造成期間も短縮できますので、事業のスピードアップというものが期待できます。このようなことから、今回の事業では移転先を大洗町が用意した町内の一定の区域の土地としておりますので、現在のと

ころ、中古住宅やアパート、更に町外については、事業上の移転先とは扱えない状況になっております。

一方で、この防災集団移転事業についてはですね、事業上の移転先としている大洗町が用意した土地へ全体の2分の1の方に移転していただければ成立しない事業というふうになっております。逆に考えるとですね、移転全体の2分の1未満であれば、事業上の移転先以外への移転も可能ということでございまして、ご質問の中古住宅やアパート、町外への移転も可能となります。

しかしながら、このような中古住宅やアパートと町外への住宅の移転を先行してしまいますと、移転時期によってはそれが認められなくなる、2分の1を超えてしまうというようなこともございまして、公平性が保たれないということも考えられます。さらには、事業の終盤、移転戸数が確定した段階で2分の1の要件が達成できず、事業が成立しなくなるというおそれも考えられます。これらのことから、公平性を保って確実に事業が成立するよう、まず大洗町が用意した土地に移転を希望される方を優先して移転していただきまして、このような方が確実に全体の2分の1となるよう、計画的な事業推進というものを今図ってまいります。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） いろいろ説明いただきました。一番あと一つ問題なのは、これ、代替地、移転先地に関しては、これ三者契約になるわけですね。地主さんがいて、移転者がいて、大洗町が間に入って、一回大洗町が取得するような形をとるわけですね。これ、自分の土地に移転する場合、自分が持っている土地に移転する場合に、一番ここが問題なんですよ。自分の土地を大洗町に買ってもらって、また自分で移転するというような形になりますから、そこが一番問題だと。これは可能なんですか、どうなんですか。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

今ご質問ございましたような案件もですね、今まで何件か相談来ております。お気持ちは非常にわかるんですけれども、やはり今回の事業で肝になるのが、一度大洗町が用地を確保すると、それによって市街地に残る空地を活用してもですね、先ほど団地を造成して移転いただくことと同じ考えになるというところが肝でございまして、ご自身で持っているものを直接ご自身の宅地へ移転する場合は、この大洗町が用意した移転先地ということに扱いはちょっと難しいという状況でございまして。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） そうすると、それはできないということなんですよ。そういう解釈でよろしいんですかね。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 再度の議員のご質問にお答えいたします。

こちら、先ほどアパートや町外への移転と同様でですね、できないということではなくて、可能なんですけれども、2分の1未満の方々に限られてしまうというところになってございまして、なかなか

か優先してそういったところに移転していただくということは難しいというのが今の進め方でございます。可能性はあるということでございます。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） じゃあまあわかりました。防災集団移転は、いつ災害が起きるかわからないので重要なことだと思います。今年で4年目ということで、結構時間がかかっているのは、これ、那須烏山市の件を見ても致し方ないのかなというような状況で、大洗に関してはある程度スピーディーだなという気はします。前にもお話したとおり、後世に残るような、大洗方式と言われるようなこの事業であって欲しいなと思います。防災集団移転については、これで終わります。

次にですね、財政調整基金についてお伺いをしたいと思います。昨日、櫻井議員のほうからも財政調整基金についてはいろいろご質問がありました。重複する点もあるかもわかりませんが、最近、町長がですね、いわゆる家庭で言えば貯金ですかね、財政調整基金、町の貯金が無いというような話をたびたび耳にいたします。歳入の減少、急な歳出、そして年度間の財源不足に備えて財政調整基金というのは非常に重要だと思います。

そこで伺いますけども、町の財政調整基金が今、不足と私も認識していますけども、現在、災害時や社会環境が悪化した場合に、投下できる財政調整基金の額っていうのはどのくらいあるのか伺います。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 石山議員のご質問にお答えいたします。

災害があった時にどれだけその財政調整基金を使えるのかという点でございますが、まずその大規模災害が発生した段階ではですね、町民の生活に直結した緊急を要する対応が求められますので、当然のことながら財政調整基金の取り崩し、これは不可欠でありまして、スピード感を持って対応しなければならないと、そのように認識をしております。

この財政調整基金については、今、石山議員からご説明あったとおりですね、災害への備えと併せて一般会計の不足する財源の一部を賄っている財源として活用してございます。ですので、この決算を迎えて、決算の余剰金の大きさによって基金に戻せない、基金を取り崩すような場面も想定されます。そうなりますと、災害への備えという点では非常に厳しい状況になってくると思います。ですので、今現在のですね、この4億6,900万規模、この財政調整基金の現状の規模を基礎的に引き続き確保してまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） 今、財政調整基金が4億6,900万ということでお話がありました。これは県内ではどのくらいの水準にあたるのか、また、大洗町でいえば、今これを基礎にということでしたが、あればあただけいいのが財政調整基金なんでしょうけども、この4億6,900万を基礎にということであれば、これが基準になるのかどうかですね、まずね。あと、この町の今の財政力指数とか、あと、自主財源率、地方交付税の依存財源率というものが、今どのくらいなのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 石山議員の再度のご質問にお答えいたします。

財政調整基金のそれぞれの自治体の比較というのは、それぞれやっぱり財政の規模の大きさに違いがありますので、なかなか一概に表せませんので、標準財政規模に対して積立金がどの程度あるのかという形で積立金残高比率というような形で県内の自治体の比較をすることができます。

大洗町の場合ですと、積立金残高比率、これは令和4年度普通会計の決算ベースですが、36.3%ということで、順位で申しますと44市町村中の36番目にあたりますので、決してその他の自治体と比べて潤沢にあるというような状態ではないことが言えます。ですので、今後ですね、大規模な公共事業等控えていますので、こうした基金と町債をうまく、バランスよくですね運用していかねばならないというのが実態でございます。

また、財政力指数のお話いただきました。これは0.68ということで、基準財政需要に対する収入がどのくらいあるのか、この3年間の平均で表しますけれども、0.68ということで18番目という形で、こちらは県内で中位に値をしているところでございます。

自主財源率のお話もいただきました。令和6年度当初予算でございますけれども、自主財源率は51.6%と、昨年度と比較しまして7.2%伸びてございます。これにつきましては、ふるさと納税における寄附金の増、それから繰入金として過年度の大好きです大洗寄附金の繰り入れが増えたことが大きな要因でございます。引き続きですね、大洗町がこの自主性を発揮していくためにも、この自主財源率の高い水準が維持できるよう財政運営に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） いろいろご説明ありがとうございます。この財政調整基金を定期的に積み増ししていくのには、こういった対策があるのかももう一点お伺いいたします。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 石山議員の再度のご質問でございます。

財政調整基金を積み増していくということでございますけれども、本来であれば、今、増額をしているこのふるさと納税を各事業に充てまして、一般財源を捻出をして、この財政調整基金に積み増しをしたいところでございます。しかしですね、現在進んでいるその消防本部の高台移転であったりとか、新しいごみ処理施設の建設など、今後数億から数十億程度の規模の事業が控えているということもございますので、なかなか現実的にこの財政調整基金を積み増ししていくというのは、厳しい状況であるというふうに考えております。ですので、少し財政調整基金からは外れるかもしれませんが、全体的にその既存事業の見直しなどに取り組んでいながら、場合によっては町民の理解を得ながら公共施設の在り方の検討なども引き続き取り組んでまいらなければならない、そういう状況でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） 財政調整基金、非常に重要だと思います。國井町長が就任以来、ふるさと納税やそのほかの収入増を図った上でのこういう事態ですので、これをやってなかったら大変なこ

れ、事態になっているわけですね。去年もこういった席で私、國井町長のこの財政の考え方、この収入増を図ったその対策というんですかね、そういうものについては非常に上手だなというようなことも去年申し上げましたけども、今年度もまたふるさと納税も伸びてますし、また、駐車場収入なども伸びているというところで、一定の成果を上げているのかなというふうに思います。せっかくその収入増したものが財政調整基金に積み立てられないということ自体がね、やっぱり問題なのかなというふうに思いますし、これからも財政力アップするには、やっぱりふるさと納税しかないのかなというように思います。ふるさと納税、去年聞いた時に、何かリピーターの人が多くて新規が減ってんだというような説明を確か海老澤課長のほうからされた記憶があるんですけども、今年度のふるさと納税は額は増えましたけども、新規もやはり増えているのかどうか、そこをお伺いいたします。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 再度のご質問にお答えいたします。

昨年そのような回答をさせていただきまして、今年ですね、やはり大きく伸びた要因の一つとしては、メディアでの露出があったということです。特に「わけあり」というところでフォーカス当てていただいて、テレビなどで出たところもあって、それで新規のふるさと納税の寄附者が増えてきているところでございます。ただ、今、現状ですね、すいません、手元にリピート率と新規率の資料がございませんので、後ほど委員会のほうでまた改めてそのあたりご答弁させていただければと思います。宜しく願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） 財政の件は時間の都合で、ちょっとこれで終わりにします。

あともう一つ、高齢者の増加に伴って、先頃、町で500円タクシーの実証実験の新年度からの事業を発表されましたけども、実際にはですね、資料いただいたアンケートのなかにもあるように、実際にはバス便の増加とバス停の見直しですかね、そういうものを望む声が多いんですよ。それともう一つは、体の不自由な方の対応ができない車両を使っているというところで、なかなかやっぱりその体の不自由な方がバスを乗るのにちょっと難しいというような声を多く聞きます。

このバス便の増加は、特に昼間が何か少ないそうで、せめてでも1時間に1本ぐらい出していただけないかというようなことが一つと、あとバス停もこれ昔から、私らが子どもの時代からずっとバス停って変わってないですよ。これもちょっと見直して欲しいということで、なかなかやっぱり行く場所にバス停があればいいんですけど、なかなかそういうわけにもいかないでしょうけども、なるべく行く場所が大体皆さん同じような場所に行っていると思われるので、そういうところを調査してですね、バス停を要望していただければと思います。

あと、昨日の町のアプリの件ですけど、なかなか我々が考えている以上に高齢者の方のスマートフォンの操作というのが、困難を極めているのかなという声もありまして、まずアプリが取得できないのが一つですね。あと、アプリ取っても、それを開くことが、開くのはできんでしょうけども、その開いてから、要するに機能を使うことができないというような声も一部ありまして、そういつ

たとこの対策っていうんですかね、なかなかやっぱり、我々もそうですけど、こういうものに慣れてない世代というのは、やっぱりなかなか難しいと思いますけどね。ただ、やっぱり必要だと思えば、やっぱりお年寄りの方でも、これができなければ例えば命が助かんないんだっていうことであればですよ、必然的に覚えなくちゃなんないというようなことも言えるのかなという気もしますので、その辺は要望として質問を終わりにしたいと思いますけども、何かあればご答弁。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） たくさん公共交通についてご意見をいただきました。バス停を増やす、バスの本数を増やすということは、確かに利便性が向上する一方で、その停車時間が増えるとか、更にその本数を増やすことによって運行経費がかさんでくるというような形もあって、町からの補助金が増える可能性もありますので、このあたりは令和6年度、新たにですね町内の循環バスの在り方についてはしっかり検討をしてみたいと思っております。

それから、体の不自由な方への対応でございますけれども、これも今、策定を進めております地域公共交通計画、このなかの政策のなかでですね、誰もが乗車しやすい車両の導入を検討するというような形で位置付けております。運行事業者さんのこれは協力が必要不可欠でありますけれども、町民が利用したくなるような公共交通の実現に向けて引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、循環バスのスマートフォンのアプリというお話ありましたが、これ令和4年度からバスロケーションシステムというのを茨城交通さんのほうで開発をしまして、それを我々も使っているという形になります。アプリというよりは、ホームページにアクセスをして、そこで今の乗りたいバス停と降りたいバス停を調べると、このバスでしたら何分頃かに来ますということなんですが、実際に私も使ってみると、その空間の認識がないと、なかなかその、今の場所がどこで、次にここに行きたいので、その近くのバス停がどこだということまで認識できないところもありますので、この辺は利用者の声としてしっかり事業者のほうに声を届けてまいりたいと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） 財政とまちづくりの件については、これで終わりにいたします。次に移らせていただきます。

大洗高校の問題です。

1月18日に政務活動費を使いまして、宮城県の南三陸町役場企画課に赴いてみました。その目的はですね、地元にある県立南三陸高校に対する南三陸町からの財政支援で、いろいろな事業展開しているということで、そのことを調査を目的として行ってまいりました。

結論というかその話の詳細についてはですね、ちょっと省きますけども、町で一般財源を投下しているのと同時に、国のデジタル田園都市国家構想交付金というものを利用して、一般財源50%、デジタル田園都市国家構想交付金50%を出してですね、その南三陸高校の支援をしているということでございました。ここも全国募集をですね令和5年度から開始していきまして、開始した理由につき

ましては、人口減少に伴う対策という一環で、南三陸町長が人口減少に危惧をいたしまして始めた支援だそうでありました。

なでこの地域と地元にあるその県立高校を支援するののかということになれば、やっぱりこの大洗町もですね大洗高校に対して随分今まで支援をしてきていただいたというような側面がありまして、なかなか県立高校とこの所在する町との関係というのは、難しい問題だと思いますよね。私が何故この大洗高校についていつもいつもこうやってこだわるのかということ进行を申し上げますと、大洗高校のできるまでの経緯というものがあるんですよね。もう皆さん、よく御存じだと思いますけども。それにつきましてはですね、この昭和28年のまだ大洗町になる前に磯浜町で磯浜高等学校構想というのがあったそうです。その磯浜町の議会で当時、特別委員会が設置されまして、7名の委員がいました。その7名のうちの委員長が、なんと國井町長のおじいさんである國井マツジロウさんが委員長だったんですよね。これ、すごい熱気が伝わってきました、特別委員会が半年間の間にですね、なんと20数回開かれて、結局は現地調査とかいろいろやったんですが、たぶん新生大洗町になるのに大洗と大貫町とかの合併の関係で、たぶん途中で蔑ろみたいになっちゃったんでしょうけども、それからやっぱり続いて20年ぐらいですね、たびたび議会でも町に高校をとということで議論があって、昭和45年に加藤町長が進退をかけてですね、当時、田山勇之助議長と一緒に地権者から土地を町が買い取ってですね、県に寄附をするというような、これどこにもその前例のないようなことをやってんですよ。その時の、今だったら我々がやってるのを想定するとですね、かなり町にその学校が欲しかったんだというのが本当にひしひしとわかるような状況なので、今の大洗高校のですね、今年の志願者の状況を見ると、普通科なんかは22名というような、もう信じられないような数の志願者です。これ、どっちにしてもですね、いろんな議論があって、大洗高校に対する見方は当時、この間もちょっといろんな議事録調べてまして、菊地議員がですね平成16年と平成19年6月議会で一般質問で大洗高校の件をやってます。そのなかで平成19年6月の一般質問のなかで、全国募集を開始する高校が三つあったと。そのうちの一つが大洗高校だったわけですけども、その理由の一つに、全国に茨城をPRできるというのが最大のなんか理由だったような答弁が書いてありました。一応ですね、そのなかで太子清流高校と海洋高校が確かあったと思いましたが、そのなかでも全国募集から15年経って、成功をしているのは大洗高校だけなんですよ。一応ですね。これは音楽コースに限定されますけども、町が寮を用意してくれて、そこで全国の生徒さんが毎年毎年、最初は7名程度でしたけども、今、寮に生活する生徒さんは1学年から3学年まで70人前後の生徒さんがいるということで、寮の老朽化などが今問題になっています。一方で、この近隣から入ってくる生徒が、先ほど申し上げましたとおり今年でいえば志願者が22人しかいないというなかで、一方でその全国から音楽を学びたい、そして大洗高校に入りたいという生徒も本当にいるわけですから、そこはそこでやっぱり応えてあげなきゃなんないのかなというような気がします。これ、町にいろいろ今まで求めてきてるんですけども、町がこれ、寮も用意してですね、やって、じゃあ茨城県は何をやっているのかというような思いもだんだんだんだん、私はいつも学校を見ますとですね、そんな思いがしてきて、統廃合するだけがやっぱりその、統廃合するのは簡単なんですよ。

一番簡単な方法なんです。ただ、今の太洗高校の状態というのは、その全国から来ている生徒がいるわけですから、やっぱり中途半端になっちゃってんのかなと。その反面、皆さんもご承知のとおり、マーチングバンドがですね、あの様に全国的に有名になって、太洗の顔、そして茨城県の顔として活躍をしているという現状を考えた時にですね、そろそろ県のほうにいろいろ対策をですね要望していったらどうなのかなというふうなつもりで今日は質問をさせていただいています。

もちろん太洗高校がですね、皆さん方が、菊地議員の当時の質問にもこんなくだりがありました。皆さんが太洗高校を見る目が非常に冷ややかだというようなことが書いてありまして、確かにそういう時代もあったのかもしれないです。そういう時代もあったにせよ、今は入り口は簡単でも出口は結構、進路もいいとこ行ってましてですね、なかなかそのなかの教育が結構徹底してきてるのかなというような思いもございます。

時間もないので要望だけちょっと言わせていただきますと、まずは教職員の適正配置ということで、まず校長先生が1年とか2年で替わっちゃうのはどうなのかなというのがあって、ここはやっぱり長期にわたって配置していただければなと思います。あと、教職員もですね、若手の教職員しかいません、今。これもですね、キャリア教育のできるような教員を配置したらどうなのかというのがあります。

あと、2番目で、これ学科の見直しですね。いいところは伸ばしてというところになりますけども、もうこれ普通科だけでは、やっぱり対応できないんじゃないかというところで、じゃあ科を変えればいいのかというと、またこれもまた別な話になりまして、これが商業になろうが工業になろうがやっぱり一緒なんだというようなのが、いろいろ私が今まで取り組んできた結果、そんなようなことも見えています。だから、いいところをもうとにかく伸ばすというところになれば、もう音楽だけの学校にしちゃってもいいのかなというような思いもあります。

あと、3番目で、全国募集に関すること、今、音楽コースですけども、去年あたりの大洗町とか近隣の出生数を見てると、もうこの地元とか近隣だけでは、もう対応できないと思うんですよ。大洗町でいえば、出生数が50名では、全員が大洗高校入ったって50人しか入らないわけですから、これはもう無理な話で、新年度から大洗高校に入学する予定の生徒が6名だそうです。これも前の飯島教育長に言わせれば、大洗と那珂湊高校で大洗の中学生の卒業生の30%行ってんだというような前に答弁いただいていますけども、これも6名程度、10名程度で仕方ないのかなというような思いがありますので、ここは思い切って学校全体でもう全国募集を展開するという、この三つを要望したいと思います。

全国募集するにあたりましては、やっぱり寮が必要だということになれば、寮の老朽化が著しいみたいなので、寮を建設するなり、どこかに移設というかどうか借りるなりしないと、ちょっと難しいのかな、対応が難しいのかなというところがあると思いますので、その辺の要望、県のほうがどういうふうに考えているかちょっと私はわかりませんが、その点をちょっとお願いしたいなというふうに思います。何しろその、いろいろなそのマーチングバンドがですね、いろいろなところに、いろんなところのイベントに参加している関係で、皆さんが全校生徒何人いるんですかって私ら

が聞かれた時に、200人足らずなんですと言うと、みんなびっくりします。マーチングバンドが90人近くいるわけですから、学校全体で200人もいないということになると、えってみんな一様に絶句するような感じなんですよ。だから、そんなに1,000人も2,000人もというわけじゃないですから、ここは町として、それで人口対策にもちょっと利用できんじゃないかなというような気もするんですよ。いろんなところから全国から来ますから、外の血を入れるという、人間の血を入れるという意味で、新たな大洗町を創っていくためにもですね、是非その全国から生徒を集めて、その生徒さんが大洗に残っていただけるようなですね、ことで人口対策にも取り組んでいただければなというふうに思いますけども、一応この三つを要望して終わりたいと思いますけど、最後に町長と教育長にお伺いしますけども、大洗高校について何を望むかということをお伺いして終わりにしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 教育長 長谷川馨君。

○教育長（長谷川馨君） まずですね、3月1日に町議会において議員の皆様にご同意をいただきまして、あと3年間、まず大洗町教育行政に携わらせていただけること、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。國井町長のもので、教育に対する熱い思いを受けてですね、英語教育の更なる充実と今後課題である学校施設の適正規模等についてですね、議員の皆様のご支援、ご助言をいただきながらですね、一生懸命頑張りますので、今後とも宜しくお願いいたします。

さて、石山議員の質問に対してでございますが、石山議員が危惧しているように、大洗高校の普通科が22名の募集と、0.28倍ということでございます。大洗町の子どもたちも大洗高校のほうに受験するのが今年7名ということで、全員受かっていただきたいなと。音楽科も含めると52名という受験者ということでいくと、大洗町でいくと13%、全体では。普通科で考えると、全員たぶん普通科だと思いますので32%の大洗高校のなかで町から行っていると。これが数が多い少ないではなくてですね、こういう現況であるということ。

それから、県立の高校の倍率がですね、今年0.96倍と。これは学校を選ばなければ全員県立に入ってしまうというような形でございます。現にですね今年度、野球で甲子園に出た明野高校はですね、募集を停止しました。令和8年度に閉校という形になります。県立の学校の問題に関しては県が決めることなので、私どもがとやかくいうことではないですが、着実にそういうふうな波が来ているというのも事実でございます。

大洗町のほうに関しましても、石山議員の思いもありますが、大洗町教育委員会として県のほうに存続をしてくれというようなことは、なかなかちょっとできないこともご承知願いたいと思っています。

ただ、教育委員会としましてはですね、やはり大洗町にある高校ということで、様々な連携をさせていただいているのも事実でございます。例えばですね、昨年の県のほうから事業の指定を受けてですね、学校安全総合支援事業という事業をいただきました。これは防災と交通安全のほうでどのようなことをするかということをする指定ですが、大洗町としては防災のほうに力を入れて、自然災害と原子力災害のほうを、その授業は一つの学校をモデルという形にしましたが、大

洗町全体でやるということで、この二つのテーマを基に幼稚園、小学校、中学校、そして大洗高校も交えてですね、いろいろな会議を設定しながら学校のですね防災マニュアルの改定をしたりとか、そういう議論をさせていただきました。そして、小・中学校のほうで避難所体験の防災訓練をした時に、高校の先生も来ていただいて、防災の在り方について議論をしました。それがですね、今年、功を奏しましてですね、大洗町でですね原子力研究所の職員が大洗高校に来て防災のほうの授業をやったということで、一つ一つクリアされているかなというふうに思っています。

そのほか、学校警察連絡協議会（学警連）、それから高校生会のほうに生徒が来ていただいたりしています。ただ、先ほど石山議員からあったように、私も思っているのは、マーチングバンド以外の生徒の顔が見える存在でなければいけないのではないかなというふうに思っています。そう考えると、教育委員会や各小学校が大洗高校と連携をすることによってですね、大洗高校が地域と共にある学校づくりの一助になって欲しいと切に願っています。逆に、今後、地域に根差した学校づくりを大洗高校の生徒並びに教職員が、大洗高校を愛し、その思いをですね様々なことに取り組んでいただきたいというのが私の願いでございます。要望というより、一緒になって大洗高校が大洗町の一員だということを今後も連携を図りながらやっていきたいというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 石山議員からは、地元の皆さん方の声を基にした広範囲、多岐にわたる様々なご提言をいただきまして本当にありがとうございます。正に代議制民主主義の真骨頂、しっかりと私どもも受け止めてまいりたいと思います。

この大洗高校の課題、問題でありますけども、私どもとしては、今、議員が言われましたように、これ私のひいおじいちゃんになるんですが、そうしたいろいろな経過、歴史的なそういう思い、これまでの流れを踏まえた上で、是非存続をしていただきたい。これ、教育委員会としてはそういうことは言えませんが、町としてはこれは当然存続要望をしっかりと進めてまいりたいと思っています。

ただ、これまでどうやってみても、いろんな課題が出るたびに、その課題を乗り越えてきたというような、そういうようなところはありますけども、どうでしょうか、対処療法でしかなかったのかなという思いがしないでもありません。これは先人を否定するわけじゃありませんけども、しっかりと総括して、どうやってこの学校とスクラムを組んで教育委員会を説得し、もしくは教育委員会として、教育委員会というのは県の教育委員会ですけど、県としてどういう大方針があっているのか、この県自体も何か対処療法なのかなと。先ほど明野高校の話も出ましたが、今頃そういうことを議論してて果たしてどうなのかなと。これはうちの町によく言えることですが、スクラップアンドビルド、これ教育も神聖なものとしてこれまで捉えてきましたけども、聖域化できない時代に入りましたから、こんなのはもう、人口減少するっていうのはもうわかってるわけなんです、すなわち普通科の学校がなかなか先行きというか、どうしても就職においても困難な時代には、なかなか学校として選択されないということがあった時代に、もっともっと専門性を持った学校に

変えていくとか、変化をしていくとか、時代に要請に合った対応がしきれてなかったというのが私は今の県の教育委員会に対しての思い、個人的な感想になりがちと思われがちですけども、そんなようなところを思っているところでもあります。ですから、もう少し抜本的な大きい流れとして県はどうしたいのか、そして、町としてどういう思いがあるのか。これ、法制度の限界とかありますけども、是非私どもとしては、今、教育長が申し上げるように、地元の子どもたちの教育機会の場としてしっかりと残していただく。そして、議員が言われるように、これ戦略的なことになるかもわかりませんが、マーチングバンドは我が町の誇り、県の宝でありますので、しっかりと全国から人が集まるような、そういう機能というのはほかにはなかなか見られないわけですので、戦略的に考えていっても、非常に有用性があるところですから、そういうものも更に伸ばしていく、そのためにはどうするのかと。昨日、議員からの質問が今日あるということで、夜なんとなしにテレビ見てましたら「ドラゴン桜」がやっております、これNETFLIXなんですが、あれを見て大洗高校をこんなふうにしたらどうかなっていうような単純な思いがありましたけど、どうでしょうか、選択と集中、その普通科の顔が見えないっていう話しましたが、この際ですからもう少し中・長期的視野に立って、最終的にもう音楽科として普通科に力を注いで対処療法的になるのであれば、抜本的な改革をとるか、抜本的なそういう持続可能性を求めて音楽科だけにして、もっと音楽科を盛り上げるってのも一つの手かなというふうに思っておりますので、またいろいろな意味で、今度は私も今、議員からの思いをしっかりと胸にいたしましたので、是非教育長とも、また、議員の皆さん方とも相談しながら、具体的なプランを掲げて、県としっかりと真剣に向き合って、単なる対処療法でなく持続可能性を求めていきたいというように思っておりますので、これからどうぞより良いご提言のほどをお願いしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 2番 石山 淳君。

○2番（石山 淳君） 質問を終わります。以上です。

○議長（飯田英樹君） ここで暫時休憩をいたします。なお、会議再開は午前11時55分を予定いたします。

（午前11時43分）

○議長（飯田英樹君） では、時間前ですが、全員お揃いですので会議を再開いたします。

（午前11時54分）

◇ 今 村 和 章 君

○議長（飯田英樹君） 9番 今村和章君。

〔スクリーンを使用しての質問〕

○9番（今村和章君） それでは、一般質問をさせていただきます。本日の題材はですね、暴走行為

するバイク等の取り締まりと警察との連携ということで、取りあえずこういう題名なんです、町が直接ちょっと取り締まるわけじゃないのでね、本当に連携が必要かなと思っております。

以前よりですね、暴走行為をする車両がですね大洗に来てですね、爆音たてて走ってる、これもう皆さん、どの方もですね、御存じなのかなと思っています。特にバイクの集団がですね多く来ておりまして、町民の皆さんからもうるさいとの苦情が多く、私も聞いておりますし、町のほうにも苦情として上げられているんじゃないかなと思っています。

観光地としてもマイナスに働いていると感じますし、また、最近ではですね、週末じゃなくてですね平日、また、普段の日の夜間まではいきませんけども夕方あたりもですね爆走している現状だと私は感じておりますけども、1問目の質問ですけども、この暴走行為のバイクですか、町中バイク、特に海岸線なんか走ってますけども、この現状、町としてどういうふうな把握しているかまず1問目の質問とさせていただきます。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりですね、暴走行為をする車両がですね、爆音たてて走っているということで、現状ということでございますが、先日もですね水戸署の方とですねお話のほうをさせていただきました。そこでですね、昔のようなですね暴走族というのは現在はだいぶ減っているというお話を伺っております。ただですね、皆さんお聞きになっているようにですね、数人で爆音をたてて走っていたりするのが多いというような現状でございます。また、休日の日などはですね、SNSなどでですね呼びかけて大洗町を目指して爆音をたて走ってくる集団が多いというような状況となっております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 9番 今村和章君。

○9番（今村和章君） そうですね、私らが若い頃は、よく暴走族と言ってですね、族を取り締まれば済んだ話かもしれませんが、今はですね個人的に、そのSNS等でね集まってくるというのを聞いておりますし、また、その名前もですね「旧車會」といったような名前を使ってですね、やられている、走っているということも聞いております。

それではですね、町として、これ警察との連携になるかもしれませんが、これまでどのような対応、そして取り組みをしてきたのかご質問したいと思います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えさせていただきます。

これまでのですね町の取り組みということでございますが、先ほど議員もおっしゃっていただいたようにですね、町として取り締まり等が権限等はございませんので、やはり警察とですね連携した取り組みが重要ということかと思えます。

実際ですね、現在行っている取り組みとしましてはですね、20年くらい前にですねマリントワー付近においてですね、暴走族などが集まったりですね、そういうことで事件・事故等があった経緯がございます。そのようなことからですね、港湾事務所、水戸警察署と協議をさせていただきましたし

て、周辺の警備として現在もですね、金土日の23時から翌朝の5時までですね巡回の警備、また、あとはですね道路を封鎖するようなことをしておりまして、そのような形で暴走族というかそういう爆音の対策をしているところでございます。

またですね、この巡回警備、委託して行っているわけですが、これにつきましては予算にもあるとおりですね、県のほうからも補助のほうをいただいております。警察からもですね、この取り組みについてですね協議する場面もございまして、やはり継続して欲しいというような話をいただいております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 9番 今村和章君。

○9番（今村和章君） 委員会等でもですね、暴走族等対策としてですね、長らくその予算づけされてまして、委員のほうから、もうその予算づけしなくてもいいんじゃないかっていうような意見も何年か前にもありましたけども、これも継続することによりまして大洗に行っても走れないんだよってというイメージがつくのかなと思っております。

そしてですね、新聞記事に、茨城新聞なんですけども、正月のちょっと新聞に載りましたけども、今年の1月2日ですか、県警と国土交通省茨城運輸局がですね合同で取り締まったというような記事がありました。内容ですけども、当局の50人体制で県内外の17歳から46歳の21名、二輪車18台、乗用車3台ですね、消音の不備とかですね、また、道路交通法違反で21件検挙したということで新聞なりました。この記事を見まして、やっと少しですね警察関係がですね動いてくれたのかなという感想を持っておりますけども、この記事見ますと、県警と国土交通省だけなんですけど、町としてこれ要望したわけではないんでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員の再度のご質問にお答えさせていただきます。

1月2日の取り締まりということでございますが、こちらが町から要請したのかということですが、こちらはですね普段からですね警察のほうにですね町の問題の一つとしまして、暴走族や旧車會についてのですね話をさせていただいております。その一つとして今回取り締まりを実施していただいたということになります。実際ですね、1月2日の取り締まりにつきましてはですね、警察のほうでもですね去年のですね、1年前のやはり1月2日にですね旧車會と言われる人たちがですね、大洗海岸の駐車場に集まっている様子の動画がですね、動画サイトのほうに流れておりまして、これだけで判断したわけではないでしょうけども、警察のほうとしてもやはり大洗町、観光地ということで取り締まりを実施する必要があるということでございまして実施した経緯となっております。

実際にですね、じゃあ町のほうとして何をしたのかといいますと、1月2日の取り締まりをする準備としまして、やはり警察の担当の方と打ち合わせのほうを行っております。実際に12月の初め頃にですね生活環境のほうに来られまして、私を含めたですね担当者等と打ち合わせを行わせていただきました。その中でやはり警察としまして、このような配置とか流れで取り締まりをしたいというような意向を聞きましたので、それを行うのにですね、やはり地元として土地勘とかも含めてですね町のほうに相談のほうを受けました。そこでですね、どこか場所提供してくれそうなところは

ないのかとか、やはり取り締まりする際の備品ですね、カラーコーンとかになりますけども、そういうものを用意できないとか、そのような打ち合わせ等を行いまして、町としましては警察に対して協力しているところでございます。

またですね、先ほど議員のほうからもおっしゃっていただきましたが、実施態勢としましては警察が36名、関東運輸局が10名の46名態勢でパトカーなど20台で実施していただいたというところでございます。

また、先ほどおっしゃっていただきましたが、結果としましては、警察のほうで道路交通法違反21件、運輸局が整備不良で24件あったということで聞いております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 9番 今村和章君。

○9番（今村和章君） せっかく取り締まっていたいて、ちょっと苦言呈するようで申し訳ないんですが、1回だけで終わりなのかなって私はちょっと思ってしまったんですね。というのは、もう次の週にはですね、これ取り締まられた方じゃないと思いますけども、先ほども話したとおり、こういう方ってたくさんいるんですよ。ですので、何回でもやらないと、これはちょっと結果が出ないのかなと思っておりまして、その件についてはどのように、警察のほうから連絡来るとか、また、町のほうから要望していることってありますか。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員の再度のご質問にお答えさせていただきます。

1月2日以外ですね取り締まりということでございますが、こちらですね、普段から町のほうも先ほども警察のほうとお話をさせていただいてと言いましたが、大きな取り締まりとしましては令和5年度につきましてはですね、4月9日、8月21日、9月17日、また先ほど言いました1月2日、計4回行っております。8月の取り締まりの際はですね、やはり1月2日と同様ですね、47名態勢で車両17台で取り締まりのほうを行いまして、道路交通法違反13件、整備不良で14件を摘発しているというところでございます。また、そのほかの2回もですね、サンビーチの前の通りでですね、やはり2、30名態勢で実際に行っていただきまして、警察のほうもですね先ほど言いました旧車會とかがですね大洗に来るような情報をつかんだ時には、そうやって動いていただいている状況です。

実際ですね、やはり警察のほうでも情報をどういうふうにするかというのは考えておりまして、本当に捕まえる場合と、捕まえる場合と言いますか、来ないのが一番なので、あらかじめ情報を流して来ないようにするというようなこともやっていたいただいているような状況でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 9番 今村和章君。

○9番（今村和章君） ちょっと苦言を呈したということで大変申し訳ないですが、年4回ほどですね警察のほうも取り締まりを行っていただいているということで、大変有り難いかなと思います。ただし、やっぱり情報としてですね、やっぱり出さないとならないのかなって改めて思いました。1回だけ新聞載ってれば、その日だけって思ってしまうんですけど、できれば、取り締まりやった時はですね、何とかここを取り締まりましたよと、町の広報でもいいですし、新聞が一番いいんでしょう

うけども、そういうこともすることによって、また大洗で取り締まりやったんだなということで、そういう走る方もですね警戒するのかなと。また、警察のほうもですね、同じような考えで情報を流すことによって来ない方策をとられているということなので、やっぱりそういう広報面というのも大事なかなと思っております。

そこですすね、ちょっとこれ私の思案なんですけども、ちょっとモニターのほうに出させていたいただきました。

大洗町に入るためにはですね、海と河川に囲まれているのは皆さん御存じのとおりだと思うんですけども、いろいろちょっと私も町中歩きまして、橋を回ってきました。主にですね、涸沼橋、これ通称平戸橋、大貫橋、開門橋から車両が入ってくるのが大体なのかなと思っておりますが、そこ以外にもですね涸沼川橋、これはちょうど大洗高校の下ですか、水戸から来るところ、また、袖ヶ浦橋、これは海岸線に行くところ、そして夏海に行くところ成田の高架橋、また、大谷川といったところで、やはり全てにおいてこの川を渡ってこないといけないのかなと。こういう場所をですね、1度、2度、そういわず何回も何ですけども、徹底的にですね、ここを全部封鎖、封鎖までいかなくてもですね取り締まりしてるといったようなことをすることによって、走ってくる方々がですね大洗に行けなくなるイメージがつくんじゃないかなと思っておりますけども、この件について何かありましたらお願いします。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどですね1月2日の取り締まりの態勢のほうを説明させていただきましたが、人数として大体50名弱、車両で約20台と説明させていただきました。やはりですね、警察のほうでも準備期間や車両の確保、またですね、待機場所、取り締まりのための検査場所などの敷地の確保の調整がございます。そこはですね実際、今、議員から説明あったとおりですね、大洗の場合は橋を渡らなくちゃ入ってこれないと、やはりそのような考えはございます。警察がどのように判断するかということになってくるかと思いますが、警察の方とですね話をしていましてもですね、入ってこないのが一番という考え方はですね、議員と考え方は一緒なのかなと思っております。ただですね、どのように取り組んでいけばよいかというのはですね、人員面であったり、場所であったり、そういう課題がございますので、そのあたりはですね今後もですね警察と連携してですね、議員の考えるような方向になるようにですね検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 9番 今村和章君。

○9番（今村和章君） 私の思案ですので、警察の取り締まりのやり方と違ったりとかですね、先ほど課長からも答弁いただきましたけども、広場ですか、取り締まる場所の確保ができればちょっと難しいのかなと改めて思いましたけども、いずれにしろですね本気度を見せる、相手にですね、もう大洗はちょっと行けないかなっていうぐらいの気持ちさせるということが私は大事かなと思ってまして、これはちょっと話ずれますけども、例えばですけども、もう部品改造、車両改造している部品屋さんあたりまでね、本当は警察が摘発をしていただいて、もう車自体が改造できないよう

なところまでやってくれると私はすごく本気度を見せられるんじゃないかなと思っております。

ちょっと質問は変わりますが、防犯カメラの設置についてもちょっとお聞きしたいと思います。

現在のですね防犯カメラの設置状況と台数をまず確認したいと思います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

防犯カメラの設置状況ということでございますが、うちのほうの管理としましてはですね、現在ですね、今年度分の設置がもう少しで終わるんですけども、終わりますと町内全部で14カ所に15台設置というような状況になります。設置場所につきましてはですね、町の出入り口付近としましては、祝町交差点、大洗駅入り口交差点、大貫橋、矢場入り口、松川のですねあの涸沼駅に行く手前の丁字路に設置してございます。あと、残りはですね、町中の主要な交差点に設置しているというような状況でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 9番 今村和章君。

○9番（今村和章君） 今のお話聞いても町の入り口ということで、私の考えの川の部分と一致する部分あるのかなと思います。本当に出入り口に設置されているのかなと思っております。

以前ですね、私一般質問でですね、平成21年9月議会、本当に1年生議員の時にですね、いち早くその暴走車両車についてということで一般質問もさせていただきました。その時にですね防犯カメラの取り付けを要望いたしましたらば、一番最初の防犯カメラの設置になりましたけども、大洗交番に設置するよという話をいただきまして、それが抑止力になるのかなと思いましたが、しかし、実際にはですね、抑止力になってるのかな、答弁のなかでもですね、抑止力になりますという答弁をその時の課長からいただきましたが、その部分もちょっと疑問になっているところでもありますけども、その点について課長の考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

防犯カメラが抑止力になっているかということでございますが、防犯カメラのほうですね、年に10基までいくかいかないかぐらいなんですけども、警察のほうから問い合わせがあった場合は、その情報を提供しているというところでございます。またですね、先ほど警察の方とも頻繁に話をさせていただいているということを言わせていただきましたけども、そのなかでですね、やはり警察のほうもカメラの情報というのの重要性を認識しておりまして、その話のなかでですね私もちょっと思ったんですけども、カメラの情報を基に警察のほうで分析を行っている、いろいろやっているということです、先ほど申しました町に設置しているカメラのほうのですね状況というか、例えば先日ちょっと私も気になって、音が鳴った時に、あれ何時頃、今あったよなって休みの時にちょっとと思って、役所出てきてからちょうどその時間の、このあたりかななんていう場所のカメラの情報を実際に見まして、そうするとやはりバイクが走っているのがやっぱり見えるんですね。なので、そういうような情報をですね少しずつ取って、そうすると警察にも役立てるのかなという

ことで、それは思っております。そういうものを諸々考えますと、直接的に本当に抑止力につながっているかというのはあるかと思いますが、抑止力の一つにはなっているのかなとは思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 9番 今村和章君。

○9番（今村和章君） 一番最初に設置していただいたその交番のカメラ、昨年ですね、取り外されたということで、ちょっとお聞きしたんですね。これ理由ってというのは、何で取り外したんですか。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

大洗交番の所にあった防犯カメラの撤去ということでございますが、こちら撤去となった理由としましてはですね、今、工事のほうを、県道のほうをやっておりますが、県道の電線の地中化ですね、地中化を行うことによりまして、そもそもカメラが使用できなくなるということで撤去することとなったわけでございます。

そしてですね、カメラあったわけですので、警察のほうと協議のほうをさせていただきました。そのなかでですね、現在、先ほど防犯カメラの設置場所を説明させていただきましたが、そういうことであればですね再度費用をかけて警察として再度設置してくださいというようなことにはなりませんので、今のところは再設置はしていないというような状況でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 9番 今村和章君。

○9番（今村和章君） 一つ前の質問に戻りますけども、課長のほうでね、自分でその防犯カメラ見手抑止力になってんじゃないかなというお話ありましたけども、これ、私の感想としては、町がわざわざという言い方はおかしいかもしれませんけども、こちらで情報提供するよりも、まず警察が自分のところでカメラを設置して、町のほうも県から補助もらってカメラ設置してますけども、それだって財政負担なるわけですから、まずは県警が自分たちでカメラ設置して、自分たちで管理するほうが利便性もいいんじゃないかなって私は感じてるんですよ。その件は課長に言ってもどうしようもない話ですので、私がこういう意見を言ってたっていうことを、もし伝えていただければ有り難いかなと思います。別にけんか売るつもりはないですが。

いずれにしてもですね、私が今回ちょっと質問する根本的な考え方はですね、暴走するバイクがですね大洗に入ってこないようにすることが大事だと思っています。課長からもそういうような答弁いただけてますけども、大洗町単独ではですね取り締まりできませんので、本当に連携しながら今後も取り組んでいくんだと思うんですけども、今後ね、今回答えていただいたようなほかにですね何かそのお考えがあればお聞かせいただきたいと思いますんですけども。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

今後の取り組みということでございますが、町としましてはですね、やはり警察との連携ということになりますので、現在の取り組みを今後も継続していきたいとは考えております。実際ですね、先ほども申しましたが、取り締まりをする際の情報提供や物品等の貸し出し、またですね、サイネー

ジなどを使うのも一つの手かと思っております。啓発活動についてもですね、キャンペーン等も行っておりますので、その辺も力を入れていきたいと思っております。

先ほど申したことになるんですけども、やはり警察のほうでもですね、いろいろな情報を集めて分析をしているということです。先ほど申し上げました防犯カメラの情報でしたりですね、また、やっぱり音がした時にですね住民の方からとかもですね電話を積極的にしていただきたい。ただ、そこで電話をしてもですね、直接検挙につながるかというのはなかなか難しいことはおっしゃっていましたが、実際その、じゃあ何曜日の何時にそういう電話があったという情報を積み上げていくことによって後につなげていけると、そういうような話もございましたので、やはり情報が大事なのかなということで思っております。

またですね、1月2日の件が何回か出てきましたけども、私のほうでもですね、実際行って見ましたが、やはり警察のほうも力を入れていただいておりまして、ちょうど宮下の鳥居の所とか、セイブの所に実際、警察官を配置しまして、初詣客がいるところに入らないようにという形で、もう実際入っていけないような状況もつくっていただいておりますので、そういうようなことをですね、これからもですね連携してやっていければいいかなというふうに思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 9番 今村和章君。

○9番（今村和章君） ありがとうございます。先ほどちょっと1月2日の部分でありまして、今言われたことで気がついたんですけども、見物していた20代の男性が親から正月になるとここでバイクが集まるので見にきたんですよという意見もありました。何かね、こういうことがあると、どうしてもイベント的に皆さん集まってきやすいのかなと思いますよね。これって今始まったことじゃないかもしれませんが、バイクが入ってこなければね、そういうこともなくなってくるのかなと思っております。

私、最終的にはですね、本当に暴走する行為がですね、大洗に入ってきて走れないぞと、先ほども、冒頭にもお話ししましたが、捕まっちゃうぞということがですね、その仲間内で広まっていたいて、本当に大洗に入れない、警察も協力していただけることが一番大切かなと思っております。

最後にですね、町長の総括をお願いしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 今村議員からは、長年にわたる社会問題でありますこの暴走族対策について前向きなご提言、ご質問いただきましてありがとうございます。

これ、私も全く同感でありまして、いいのは当事者だけで、誰もが不快に思うところ、特に深夜であるならば、もう安眠妨害でありますから、生活権の侵害、こんなひどいことはありません。昼間であっても、もう不快感を持つ方々ばかりだろうと思っております。これはもう住民生活を脅かす存在でありますので、しっかり町として、生命と財産を守るのが行政の最大の使命、役割でありますので、議員が言われるように、連携をしながら、私どもでこの権限持っていれば、しか

し、権限があってもなかなか行使できないというところがありますので、しっかりこの権限を持った警察と連携をしていきたいと思っています。

それから、先ほども議員からお話がありましたように、これ観光地としてどうなんだろうかって言われた時に、やっぱりイメージが非常にダウンをしてしまいますから、そういう意味合いでも、確かに一方で、先ほどコラムからの引用でございますけども、そういうのを見に来るという、これも観光客だっていうことを捉えれば、広い意味でいきますけども、それではもう秩序がない世界になってしまいますので、しっかりこの観光地としてもどうなのかっていうことの在り方を考えながら、しっかり連携を進めて撲滅運動を展開してまいりたいと思っています。

それから、この嘆賞ですけども、私記憶をよみがえらせますと、町村会でたまたまと申しますか、前の茨城県警察本部長、これキャリアで警察庁のほうから出向された方ですけども、何かご意見ありますかということでありましたので、私のほうでこの暴走族対策しっかりやってくれと、もうみんな寝れないし、観光客の皆さん方も安心して来れないだろうっていう話しましたら、やっぱりこれ縦社会で、すぐに警察、さらには自衛隊、そして海上保安庁なども縦社会ですから、しっかり何か反応がございまして、そこで交渉事をしていったということがあって、このような具体的などころにつながる一つになったのかなというところがありますから、やっぱりそういう意味では、もう現場の皆さん方を大事にしながら、また、そういう方々、働く方々の思いをもとに様々な交渉を続けるということは大事ですが、時折私のほうで県警に出向いて本部長なり何なりその然るべきポストの方々と意見交換なり、また、要望活動するなりをしていくことが私は大事かなというように思っておりますので、これ、エンドレスがテーマになるかどうか、もうこれ我々の時代は、もう高校生の頃やって、すなわち大体二十歳で卒業するんですけども、これが何か今、私らと同じ年代の方々がやってるって聞いて、何が楽しいんだろうなって思いがあって、こうなってくるとエンドレスなふうになってきて、時代、時代でそれも変わるのかもわかりませんが、そんなことも考えながら、いろいろ本当に本格的に対応していただきたいというような話をしていきたいと思っています。

そして、この取り締まりについてですが、私はどちらかというと非常に短絡的かも知れませんが、検挙するほうを優先してもらいたいというのがありまして、事前にSNSで流してしまったら来なくなってしまうんじゃないかと、逆にもうどんどん検挙して二度とやれないようにしたほうがいいんじゃないかっていうようなほうなんですけども、警察の皆さん方の考え方はまた別で、やっぱりそういうSNSを流すことによって、特にこの1月2日の時は、おそらく常磐道、さらには北関東道、いろんなところのサイネージ看板なり何なりそういうもので大洗でこういうふうな取り締まりやりますよと、おそらく東京でもこれ流れたんじゃないですかね。そういう1月2日に徹底的な取り締まりやりますよと、稲敷の方からもそういう、稲敷の所の高速道路の乗り口の所でそういう宣伝されたということがありますから、抑止力としてのすなわち効果を狙ってやるということでもありますから、それは警察が権限を持って、方針示されていますので、私どももそれに乗っていききたいと思っています。

それから、現場の声として、先ほど議員が言われるように、私も現場の声として伺っていますの

は、やっぱりもともとある、すなわち改造マフラーであるとか、様々なこの爆音を出すようなその装置を初めから売らないようなことをしていったらどうだろうかという話はよく現場の方々から言われています。私も投げ掛けると、そういう法改正してもらように町長からも上に要望してくださいよと、現場でいえば、それ売らなければこういう問題が起きないわけですから、もうこれは覚醒剤やそういうのと同じでありまして、いわゆる密売品を売らないような仕組み作れば消費地へ流れないわけですから、そういうようなことも考えた要望もしていきたいというふうに私自身は考えています。これはもう小さな力ですけど、こういうことを問題提起することによって、少しずつそんなことが社会全体に広がって、改正の機運へとつながればいいなというふうに感じながら、私自身もそういうものを進めていきたいと思っています。

それから、抑止力ですけど、議員が言われるようなカメラを設置して、すなわちそのカメラ見て、例えば蛇行運転であるとか、爆音運転とかそういうものを、カメラを設置して、カメラを後から見たことによって、その証拠を基に摘発ができるような法体系、制度体系になっていれば、これかなりの抑止力になるんですね。ですから、そういうものも含めて警察と話をしていきたいと思っています。後追的にそこで検挙できるのであれば、もう誰もやっぱり入ってこれなくなりますので、そういうこともひとつ考え方として取り入れることもどうかなということも考察をしていきたいと思っています。

かつて議員もご記憶に新しいと思いますけども、マリンタワー周辺だけでなくサンビーチの海浜公園、あそこにもものすごい数の、これは乗用車だったと思うんですが、関東のナンパスロットなんていって、不名誉なそういう取り上げられ方マスコミでされましたけども、あれも一掃することができましたから、ああいうことのこれまで取り組んできた知見であるとか経験などを生かしながら、どうやったら暴走族を撲滅できるのか、根絶できるのか、そして、町として何をしていくべきなのかということも、もう一回総括して物事を前へ進めていきたいと思っています。

ただ、一点、一つ気をつけなければならないことは、これは私らもそうですけど、音だけに着目するならば、ハーレー同好会の方々などのこの音も、ものすごい嫌悪感持たれる方、うるさいとして一元的に括られてしまいますので、やっぱりそのところの配慮ということは必要なのかなと。何度も申し上げているように、やっぱりメリット、デメリット、様々なまたハレーションであるとかリスクであるとかそういうものもしっかりと総括をしながら、暴走族のいない、暴走族が先ほど議員言われるように入れない、そんな大洗町へ飛躍させるように努力を続けてまいりたいと思いますので、また引き続きご指導のほど、宜しくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（飯田英樹君） 9番 今村和章君。

○9番（今村和章君） ありがとうございます。町民がですね、爆音に悩まされない、そして観光客が来て、楽しかったって言われる町になってもらうようお願いまして質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日3月6日午前9時30分から、3名の議員による町政を問う一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午後 0時27分

